

各 位

入札・契約制度の改正について（お知らせ）

八戸市では建設工事における低価格受注による下請業者へのしわ寄せの防止や公共調達における契約内容に適合した履行の一層の確保を図るとともに、工事の円滑かつ適正な施工の確保を図るため、建設工事における低入札価格調査基準価格等の算定基準と、建設関連業務委託における最低制限価格について、次のとおり改正することとしましたのでお知らせします。

1. 建設工事における調査基準価格と最低制限価格の算出に用いる率を変更します。

低入札価格調査制度における「調査基準価格」及び最低制限価格制度における「最低制限価格」は、予定価格算出の基礎となった各費目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費相当額、一般管理費等）に、それぞれ設定した率を乗じて得た額を合算して算定していますが、直接工事費に乘じる率（解体工事を除く）を次のとおり変更します。

現 行	改 正
<p>①直接工事費×95% ②共通仮設費×90% ③現場管理費相当額×90% ④一般管理費等×55%</p> <p>【算定式】 (①+②+③+④)×1.08</p> <p>【設定範囲】 予定価格（税込）の70%~90%</p> <p>【解体工事のみ】</p> <p>①直接工事費×85% ②共通仮設費×85% ③現場管理費相当額×85% ④一般管理費等×50%</p> <p>【算定式】 (①+②+③+④)×1.08</p> <p>【設定範囲】 予定価格（税込）の70%~90%</p>	<p>①直接工事費×97% ②共通仮設費×90% ③現場管理費相当額×90% ④一般管理費等×55%</p> <p>【算定式】 (①+②+③+④)×1.08</p> <p>【設定範囲】 予定価格（税込）の70%~90%</p> <p>【解体工事のみ】（変更なし）</p> <p>①直接工事費×85% ②共通仮設費×85% ③現場管理費相当額×85% ④一般管理費等×50%</p> <p>【算定式】 (①+②+③+④)×1.08</p> <p>【設定範囲】 予定価格（税込）の70%~90%</p>

★算定式の端数処理

- ①、②、③、④は1円未満の端数切り捨て ①~④の合計額は千円未満の端数切り捨て
 調査基準価格 = $\frac{①+②+③+④}{\text{千円未満切り捨て}} \times 1.08$ ※ $\times 1.08$ は消費税の加算を表します。
 （最低制限価格）

★参考

低入札価格調査制度（予定価格が7,500万円（建築工事にあつては1億円）以上の工事に適用）
 最低制限価格制度（予定価格が130万円を超え、7,500万円（建築工事にあつては1億円）未満の工事に適用）

※数値的判断基準（失格基準）については、変更ありません。

2. 建設関連業務委託における最低制限価格の算出に用いる率を変更します。

業務ごとに定めた各費目に乗じる率を次のとおり変更します。

現 行	改 正
<p>【測量業務】</p> <p>①直接測量費 ②測量調査費 ③諸経費×45%</p> <p>【算定式】</p> <p>①+②+③</p>	<p>【測量業務】</p> <p>①直接測量費 ②測量調査費 ③諸経費×48%</p> <p>【算定式】</p> <p>①+②+③</p>
<p>【土木関係コンサルタント業務】</p> <p>①直接人件費 ②直接経費 ③その他原価×90% ④一般管理費等×45%</p> <p>【算定式】</p> <p>①+②+③+④</p>	<p>【土木関係コンサルタント業務】</p> <p>①直接人件費 ②直接経費 ③その他原価×90% ④一般管理費等×48%</p> <p>【算定式】</p> <p>①+②+③+④</p>

※建築関係コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務については、変更ありません。

【対象となる建設関連業務委託】

建設工事に関連する「測量業務」「建設コンサルタント業務」「地質調査業務」「補償関係コンサルタント業務」に係る契約で、予定価格が50万円を超えるもの。

3. 適用期日

今回の改正は、平成29年6月1日以降に公告又は指名通知をする入札について適用となります。(平成29年5月31日までに公告又は指名通知をした入札については従前の例によります。)

問合せ先

八戸市 財政部 契約検査課

0178-43-2111

内線 3455、3456